子育て・教育

子どもの健やかな成長のために

児童手当

問 こども家庭支援課　TEL 641-1212(内線 558･575)

中学3年生までのお子さんを養育している方に支給します(公務員の方は職場で申請してください)。

手当額(月額)

0～3歳未満 ……15,000円
3歳～小学6年生　第1子･第2子……10,000円
3歳～小学6年生　第3子以降……15,000円
中学生……10,000円

【所得制限あり】

制限以上の場合は子ども1人当たり ……5,000円
上限額以上の場合は不支給　　(令和4年6月分から)

こども医療

問 こども家庭支援課　TEL 641-1212(内線 559･576)

医療機関に医療証を提示することで、お子さんにかかる医療費(保険診療分)が無料となります。所得制限はありません。

【助成の対象】

0歳～中学3年生 ……外来･入院

子育て支援センター

つばさ保育園内	TEL 634-6253
さくら保育園内	TEL 622-5682
べにっこひろば内	TEL 674-0220
つくも保育園内	TEL 674-0010
木の実西部こども園内	TEL 647-4883
南山形すくすく保育園内	TEL 689-1182
ほほえみ保育園内	TEL 643-7176
キンダーこども園内	TEL 622-7438
マリアこまくさ保育園内	TEL 676-7822
金井こども園内	TEL 681-0371
ひまわりこども園向かい	TEL 688-7351
はやぶさ保育園内	TEL 664-1701
キンダー南館こども園内	TEL 644-2030
こども園ののはな内	TEL 666-4666
とちの実保育園内	TEL 666-8899
出羽こども園内	TEL 684-3018
べにばな保育園内	TEL 686-4808
みどりのもり保育園内	TEL 623-7800
嶋保育園内	TEL 679-5028
飯塚はらっぱ保育園内	TEL 666-6835
木の実北こども園内	TEL 674-6500
認定こども園杉の子内	TEL 681-8120
このみ保育園内	TEL 687-0855
大谷保育園、出羽大谷幼稚園内	TEL 684-7956
セロン北保育園内	TEL 686-2040

育児相談や保育サービス等の情報提供など、家庭の子育て支援を行います。

- 在宅親子が自由に遊べる場(プレイルーム)の提供
- 親同士の交流と学習の場(育児講座)の提供
- 育児相談コーナーの開設
- 育児に関する情報の収集と提供

〈以下は広告スペースです〉



ファミリーサポートセンター

問 特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド TEL 687-1720

こども未来課 TEL 641-1212(内線 585)

子育てをお手伝いしてほしい方(利用会員)と子育てをお手伝いしてくださる方(協力会員)からなる会員組織です。

会員同士で次のような援助を行います。

▶保育施設が始まるまで、または終わった後にお子さんを預かります。
▶保育施設までの送り迎えをします。
▶学校の放課後等にお子さんを預かります。
▶小学6年生までのお子さんを預かります。 など

利用料金

午前7時～午後7時…1時間700円
上記時間外および日曜日・祝日…1時間800円

こどもショートステイ事業

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線 574)

保護者の方が病気などの理由で一時的に家庭で養育することができない児童をお預かりします。こども家庭支援課で事前に登録が必要です(自己負担有り／実施施設山形学園、むつみハイム、乳児院はやぶさ)。

助産施設

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線 574)

経済的事情により、入院助産を受けることができない妊婦の方は、第1種助産施設山形済生病院または市助産所(市立病院済生館内)に入所して出産することができます。こども家庭支援課へ事前に相談が必要です(所得制限有り/一部負担有り)。

- 山形市助産所(市立病院済生館) TEL 625-5555
- 済生会山形済生病院 TEL 682-1111

幼児ことばの教室

問 総合学習センター TEL 645-6163

就学前の幼児のことばについての相談・指導を行っています。

多胎児養育支援事業

問 こども未来課 TEL 641-1212(内線 555)

3つ子以上の児童を養育している家庭に3歳の誕生月までママサポーターを派遣します。

利用料金

- 市民税課税世帯 1回当たり 1,500円
- 市民税非課税世帯 1回当たり 750円
- 生活保護世帯 1回当たり 無料

べにっこひろば(児童遊戯施設)

問 山形市児童遊戯施設べにっこひろば TEL 674-0220 FAX 674-0221

大型の遊具を配置し、雨天時や冬季などの気候を気にせず、乳幼児から小学生程度までの幅広い年齢層の子どもたちが、安心して楽しくのびのびと遊べる児童遊戯施設です。

所在地 樋越22

開園日 毎月第2木曜日(祝日の場合は次の日)と1月1日を除く毎日

【一般利用】

開園時間 屋内施設 午前9時～午後7時
屋外施設 (4～9月)午前9時～午後6時
(10～3月)午前9時～午後4時

利用料 無料

【専用使用】

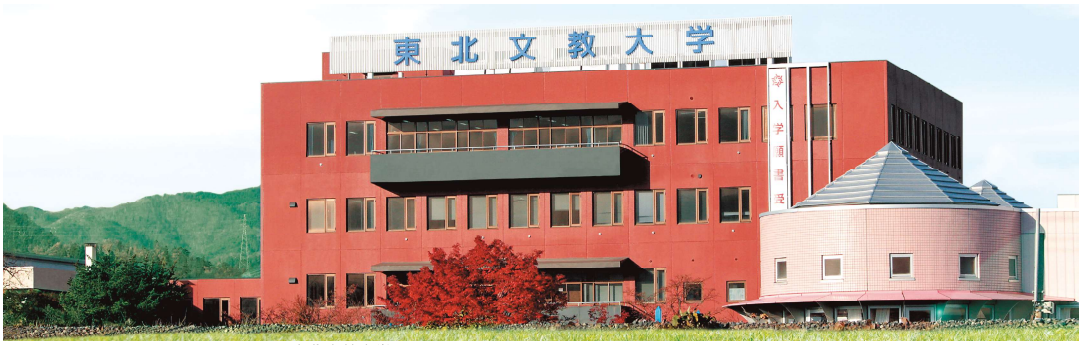
※要予約(あそびの大ホール・たもくてきルーム)

使用時間 (昼間使用)午前9時～午後6時
(夜間使用)午後6時～10時

専用使用料 有料

〈以下は広告スペースです〉

学校法人 富澤学園
TOMIZAWA GAKUEN
建学の精神 敬愛信
人を敬い、人を愛し、人を信ずる。それは人に敬まわれ、人に愛され、人に信じられる人間になってほしい、という願いがこめられています。



東北文教大学
〒990-2316 山形市片谷地515
電話:023-688-2298 FAX:023-688-6438
HP:www.t-bunkyo.ac.jp
東北文教大学
・子ども教育学科
・人間関係学科
東北文教大学短期大学部
・子ども学科
・現代福祉学科

東北文教大学付属幼稚園
〒990-2316 山形市片谷地515
電話:023-688-2024 FAX:023-688-2058
HP:www.t-bunkyokinder.jp

関連ページへ

保育園

保育園（認可保育所）は、保護者が就労等の理由により乳幼児を家庭で保育できない場合に保護者に代わって乳幼児を保育する施設です。

利用者負担額は、保護者の市民税額等により決定します。

利用申し込み手続きについては、保育育成課へお問い合わせください。

一時保育とは

問 保育育成課
TEL 641-1212（内線536・572・573） FAX 624-8840

就労等の理由により、断続的に家庭で保育できない場合に利用できる非定型保育と、一時的に保育困難な場合に利用できる緊急保育があります。

認定こども園

問 保育育成課
TEL 641-1212（内線536・572・573） FAX 624-8840

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、親の就労環境にかかわらず利用できる施設です。

利用者負担額は、保護者の市民税額等により決定します（教育部分と保育部分では基準が異なります）。

利用申し込み手続きについて、教育部分については各認定こども園へ、保育部分については保育育成課へお問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉

学校法人 龍華学園
ひまわりこども園
〒990-2316
山形市大字片谷地59番地
幼稚部：023-688-2330
保育部：023-666-6121
南沼原ひまわり幼保園
〒990-2464
山形市高堂1丁目7-30
幼稚部：023-643-6966
保育部：023-645-4726
学校法人 龍華学園 検索

認可保育園
なでしこ保育園
有限会社 サン・ウェルフェア
保育目標
丈夫な体をもち、元気な子ども
明るく思いやりのある子ども
自分のことは自分でできる子ども
Nadeshiko nursery school
【保育時間】
AM7:30～PM6:30
【延長時間】
平　日／PM6:30～PM7:00
土曜日／PM6:00
〒990-2214 山形市青柳1681-4
TEL:023-686-4663
FAX:023-673-0488

社会福祉法人 賢和会認定こども園
出羽こども園
教育・保育方針
・「生きる力の基礎」を育む
・さまざまな人やものとのかかわり（愛着形成から環境を通した学び）を深める中で、人への信頼感に立って自己の主体性を促す
・それらとの相互作用を通して、「豊かな心情・意欲・態度の育成」を図り、「たくましい心と体」を育む
〒990-2172
山形市大字千手堂字沢田203番地の5
023-684-3018

地域型保育事業

問 保育育成課
TEL 641-1212(内線536・572・573) FAX 624-8840

地域型保育事業は、保護者が就労等の理由により乳幼児を家庭で保育できない場合に保護者に代わって少人数の0～2歳児を保育する事業です。

利用者負担額は、保護者の市民税額等により決定します。

利用申し込み手続きについては、保育育成課へお問い合わせください。

家庭的保育事業（保育ママ事業）

家庭的保育事業者（保育ママ）は、自宅等で、少人数の乳幼児（定員5人以下）を対象に、自宅等での温かく家庭的な雰囲気のもと、子どもの個性に合わせたきめ細やかな保育を行います。

小規模保育事業

小規模保育事業は、少人数（定員6～19人）を対象に、きめ細やかな保育を行います。

認証保育所

問 保育育成課 TEL 641-1212(内線535) FAX 624-8840

認可外保育施設に対する国の基準に加えて、山形市独自のより高い基準を満たした施設を認証保育所とすることで、安心して認可外保育施設を利用することができます。

山形市で定めた認証の基準（主なもの）

- 保育従事者の4分の3以上が有資格者
- 1歳6カ月未満児の給食の自園調理
- 0歳児の受け入れ実績
- 開所時間が11時間30分以上（延長を含む）

このほか、保険の加入、健康管理、施設の設備などの基準を定めています。

※利用料金、利用手続きなどは各施設へお問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉

社会福祉法人 チトセ会
こども園ちとせ・こども園ののはな
認定こども園（幼保連携型）
子育て半分こ 悩みも半分こ
お父さん、お母さん方と一緒に、私達保育者・こども園と共に子育ての喜びを通じて、子育てをしていく悩みを半分こして、保護者の方と子育ての楽しさを共感し、たくさんの愛情を持って丁寧に育てて行くことをチトセ会の理念としております。





こども園ちとせ
山形市落合町柿檀386-4
TEL.023-623-8874
ホームページはこちら！
こども園ののはな
山形市花楯2-12-2
TEL.023-666-4666
ホームページはこちら！

スイミングアカデミー ヤマザワ
水泳で心も体もすこやかに！
子供コース 成人コース
会員募集中
〒990-2494
山形市末広町15-9
TEL023-642-3333
FAX023-642-3339
HPアドレス say-pool.com

MY Kindergarten
バイリンガル学園
山形県初！ H26.9.21 朝日新聞掲載
英語8割保育
園児募集
募集入園児 満3歳児～5歳児
保育可能時間 月～金 午前7時半～午後7時
バイリンガル学園マイ・キンダーガーデン
山形市青田2丁目12-34 info@myeigokinder.com
TEL.023-687-1351
http://myeigokinder.com

明るく 元気に たくましく そして心ゆたかな子
山形市認可保育所
さくらんぼ保育園
開所時間 月曜日～土曜日 7:30 ～ 19:30
休園日 日・祝日・年末年始
定員 144名（2カ月～就学時まで）
保育内容 ＊月極預かり ＊一時預かり ＊延長保育
保育従業者等の配置
基準に従い配置して保育を行っています。
随時見学可能
〒990-0813
山形県山形市松町 2-8-36
☎023-681-7945

あかるく なかよく すこやかに
＊裸足育ちの丈夫な身体づくり
＊進んでできる元気なあいさつ
＊思いやり感謝の心
ひらつか保育園は、さんぽ保育を中心に、命の大切、公共の場でのマナー、ものを大切にする心、ありがとうや大丈夫と言えるやさしい心を地域の行事（和太鼓披露）、日々のいろいろな活動の中で体験し、伝承していくことを大切に考えています。
ひらつか保育園 千歳学童保育クラブ
〒990-0075 山形市落合町字千歳63-3
TEL023-622-6332（保育園）
FAX023-665-4748
TEL023-641-1176（第一学童クラブ）
TEL023-615-8805（第二学童クラブ）
随時見学 お待ちしております。

関連ページへ

幼稚園

問 保育育成課
TEL 641-1212(内線545) FAX 624-8840

利用申し込み手続きについては、各幼稚園へお問い合わせください。

放課後児童クラブ

問 保育育成課
TEL 641-1212(内線578) FAX 624-9921

日中保護者のいない小学生を対象に、放課後児童クラブが、現在78カ所設置されています。

開所日 月曜日～金曜日(祝日を除く)
(土曜日の開所については、各クラブにより異なります)

開所時間 各クラブによって異なりますが、平日は、小学校下校時から午後6時30分過ぎ頃まで、夏休み等は、午前8時30分頃から午後6時過ぎ頃まで開所しています。

費用 月額10,000～13,000円(保育料、おやつ代など)
※各クラブの運営委員会で定めています。

入所申し込み 各放課後児童クラブへ直接お申し込みください。

児童館

問 こども未来課 TEL 641-1212(内線585) FAX 624-8840

幼児・児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

〈以下は広告スペースです〉

學校法人清風學園
べにばなこども園
TEL 023-686-2140
FAX 023-674-0731
山形市伊達城2-9-7

學校法人清風學園
べにばな保育園
TEL 023-686-4808
FAX 023-666-3677
山形市伊達城2-9-7


学校法人　南風学園
認定子供園(0～5歳対象)
あおぞら幼稚園
寺子屋あおぞら(小学生対象)
〒990-2435　山形市青田２丁目９番１号
TEL 023-633-0677　FAX 023-633-0804
HP アドレス　aozora.ed.jp
(yahoo!にて山形　あおぞらで検索)

思い出の詰まった制服を、
必要としている方に届けたい!
こんなママ達の声を受け、私たちは制服をきれいにクリーニングし、必要としている方とのマッチングを行っています。

ブランコ　ブランカ
スクール制服リユース
@ブランカ
詳細はWEBサイトへ!
北日本白衣山形株式会社
(うさちゃんクリーニング十日町店)
代表取締役 佐藤博之
山形市十日町3丁目2-41
TEL:023-631-4347
北日本白衣山形はスクール制服を通して持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

学校法人　金井学園　金井学園は、「つよい子 よい子 げんきな子」を育む環境を大切にしています。

2才～5才
「夢中で遊び、物事への興味と感心を広げて、心身ともに健康でたくましい子供を育てる」
学校法人
金井幼稚園
山形市江俣3丁目5-10
TEL:023-681-7152
FAX:023-681-7161



0才～5才
認定こども園
金井こども園
山形市陣場3丁目12-60
TEL:023-684-5088
FAX:023-684-5080

社会福祉法人　金井嶋育成会


0才～5才
認可保育園
嶋ほいくえん
山形市嶋北二丁目11-18
TEL:023-679-5028
FAX:023-679-5029

ひとり親家庭のために

問 こども家庭支援課
TEL 641-1212(内線 546･558･559･574･575･576･579) FAX 624-8901

母子・父子・寡婦等相談

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線 579)

母子家庭・父子家庭・寡婦の方の生活相談、母子父子寡婦福祉資金の相談を行います。

健やか教育手当

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線 558･575)

両親または父母の一方がいない状態にある義務教育中の児童を養育している方に支給します(市民税の所得割が非課税である方に限る)。

- 両親のいない状態の児童　1人につき月額4,000円
- 父母の一方がいない状態の児童　1人につき月額2,500円

ひとり親家庭子育て生活支援事業

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線 579)

お母さんやお父さんが、けがや病気、急な仕事、冠婚葬祭などで一時的に家事や育児ができないとき、家庭生活支援員が生活のお手伝いをします。所得に応じて1時間当たり0円～300円の自己負担があります。こども家庭支援課で事前の登録が必要です(原則として、小学6年生までの児童を養育している家庭が対象)。

資格取得に向けた支援

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線 579)

母子家庭の母または父子家庭の父である方の就労・就学相談、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援など、自立に向けた支援を行います。

学習に関する支援

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線 579)

ひとり親家庭などの児童を対象に、無料の学習会を定期的に開催します。支援スタッフが相談等に応じます。

児童扶養手当

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線 558･575)

両親または父母の一方がいない状態にある児童を養育している者に、児童が18歳になった年度末まで(一定の障がいがある児童は20歳未満まで)支給します。

支給金額は所得に応じて決定されますが、全額支給の金額は、児童が1人の場合は月額42,910円、2人の場合は月額53,050円、3人以上の場合は1人につき6,080円を加算します(母・養育者・同居の親族の所得制限有り)。

親子健やか医療

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線 559･576)

両親または父母の一方がいない家庭で、18歳以下の児童を扶養している親等とその児童の医療費(保険診療分)が無料になります(親等の所得制限有り)。

母子生活支援施設

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線 574･546)

18歳未満の児童を養育している母子家庭を対象に、生活課題の解決や相談、就労、児童の健全育成・保育等、母子の自立に向けた支援を行う施設です。入所については、こども家庭支援課へ事前の相談が必要です。

教育

小学校・中学校

問 学校教育課
TEL 641-1212(内線482～484) FAX 641-1914

小学校の入学

満6歳になると、4月から小学校に入学することになります。1月下旬頃に入学通知書を郵送しますが、2月中旬になっても入学通知書が届かないときは、ご連絡ください。

指定校変更制度

1.就学すべき学校の指定

市教育委員会では小・中学校ごとに通学区域を定めていて、この通学区域と住民票の住所に基づいて、就学すべき学校を指定しています。このように指定された学校「指定校」に通学するのが原則となります。

ただし、家庭の事情などの個別の理由がある場合、通学区域以外の山形市立小・中学校への通学を認める指定校変更という制度があります。

2.指定校変更手続き

(1)必要な書類等

①全ての変更事由で必要なもの
「指定校変更申立書」(指定様式)

②変更事由によって必要となるもの
📖79ページの表【指定校変更について】の添付書類を参照

※「指定校変更申立書」および添付書類(事由を証明できる書類)は、学校教育課に準備しています。また、山形市公式ホームページからダウンロードも可能です。記入例を参考に提出してください。

(2)申立受理期間

①小・中学校の入学予定者
入学年の前年10月から受付開始

②在籍児童・生徒
変更できる事由が発生した時点で随時

関連ページへ

就学援助

生活保護を受けていないものの、それに準ずる程度に生活が困窮している世帯に対して学用品費や給食費など小・中学生に係る就学費用の一部を援助する制度を設けています。

援助を希望する保護者は、お子さんの通っている学校または学校教育課へご相談の上、お手続きください。

特別支援教育就学奨励費

特別支援学級のお子さん、通級指導教室に通学するお子さん等の保護者を対象に、通学費などの就学費用の一部を補助する制度です。詳しくは、6月頃に対象者へお知らせします。また、後日請求の際は、ランドセルなどの通学用品の領収書やバス定期券のコピーなどが必要となりますので、大切に保管しておいてください。

【指定校変更について】

	変更事由（添付書類）	変更小・中学校	期間
(1)	保護者が就業等のため児童の帰宅時に不在となる世帯で、その児童の祖父母、親戚または知人、放課後児童クラブ（「祖父母等」）がその保護者に代わってその児童を適切に保護することができると認められること （添付書類）　保護者の勤務（在職）証明、預け先の保育同意書	祖父母等の住所に基づく小学校	卒業まで
(2)	住宅の新築等に伴う転居により、近い将来住所が変更となることが確実に見込まれること （添付書類）　建築確認や契約書等の写し、または入居予定証明等	転居先の住所に基づく小・中学校	6カ月以内（やむを得ない理由がある場合は1年）
(3)	転居による住所の変更に伴って指定校が変更となること	転居前に通学していた小・中学校	卒業まで
(4)	すでに指定校変更が認められている兄弟姉妹がいること（同時に在籍することとなる場合に限る）	兄弟姉妹と同じ小・中学校	卒業まで
(5)	指定校変更の決定による変更後の指定校（小学校に限る）を卒業すること	卒業した小学校を通学区域とする中学校（当該中学校が複数ある場合は、教育委員会が指定する中学校）	卒業まで
(6)	学校の統廃合または分離、通学の安全性、地理的な利便性等の理由により、指定校以外の小・中学校への通学が適当と教育委員会が認めた区域に居住していること	当該事由を勘案して教育委員会が指定する小・中学校	卒業まで
(7)	小学校で文化芸術活動またはスポーツ活動を継続して行ってきた児童が、中学校でも引き続き同一の活動を行おうとしているにもかかわらず、指定校で当該活動に係る部活動が行われていないこと （添付書類） 文化芸術活動・スポーツ活動を継続してきたことが確認できる書類	当該活動に係る部活動が行われている中学校のうち、当該児童の住所から近い距離にある中学校	卒業まで

〈以下は広告スペースです〉







二十歳の祝賀式

問 社会教育青少年課
TEL 641-1212(内線618・619) FAX 624-8443

大人になったことを祝い、励ますことを目的として毎年実施しています。

期　日　成人の日の前日(1月第2日曜日)

場　所　山形市総合スポーツセンター第1体育館

該当者　年度内に20歳になる方
(4月2日～翌年4月1日に出生し、山形市に住所を有する方)

※就学・就職等で山形市を離れている方も参加できます。

※感染症等の状況によっては、開催時期や場所等が変更になる場合があります。詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

子ども安全情報

問 社会教育青少年課　TEL 641-1212(内線618・619)

子ども安全情報メールマガジン配信

登下校時等に不審者により子どもが被害に遭った事件などの情報を、Eメールでお知らせしています。Eメールを受信できる携帯電話やパソコンをお持ちの方であれば、誰でも利用することができます。

▶登録方法は、📖121ページをご覧ください。

少年自然の家

問 少年自然の家　TEL 643-8533 FAX 643-8574
所在地:山辺町大字畑谷字板橋3725

概　要　豊かな自然環境の中で集団宿泊生活や野外活動等を行いながら、心身ともに健全な少年を育成するとともに、生涯学習の推進に資することを目的とした社会教育施設です。

主な施設

【本館】
管理棟、宿泊棟、体育館、炊飯場、荒沼キャンプ場、生活体験の家

【野外活動センター】
サービスセンター、野外ステージ、運動広場、板橋沼キャンプ場、ゲレンデほか

利用時間

サービスセンター　午前9時～午後5時
野外ステージ　午前9時～午後9時

休 館 日

月曜日(第3日曜日の翌日を除く)、第3日曜日とその前日、祝日、前日および翌日が祝日である日、年末年始(変更になる場合有り)

利用対象

【本館】
市内の小・中学校、幼稚園、保育所、子ども会、その他中学生以下の団体(事前の使用許可が必要)

【野外活動センター】
学校や子ども会の他、サークルなどの各種団体(事前の使用許可が必要)

※冬季には、ゲレンデを個人や家族に一般開放しています。



福祉・保健・医療

高齢者のために

問 長寿支援課　TEL 641-1212(内線 562~569・651~653) FAX 624-8398

健康で自立した高齢の方も介護を必要とする方も、住み慣れた地域や家庭の中で安心して生活ができるように支援を行います。

介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

問 長寿支援課　TEL 641-1212(内線567・568) FAX 624-8398

地域の実情に応じた多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進します。さらに高齢の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう介護予防（健康づくり）を推進します。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援者1・2の方や要支援、要介護状態になる恐れのある高齢の方を対象とした訪問型サービスと通所型サービスです。支援が必要となった状態からの改善を目指し、一人一人の状態に合わせたサービスを提供します。

運動機能の向上に重点をおいた元気あっぷ教室や、栄養状態改善のための栄養あっぷ訪問などがあります。

一般介護予防事業

全ての高齢の方を対象とし、地域の中で交流を図りながら元気なうちから主体的に継続して介護予防に取り組めるよう、活動を支援します。

コミュニティセンター・公民館等で、介護予防のポイントに合わせた知識の普及啓発のための教室や相談対応を行います。

生活支援サービス

問 長寿支援課　TEL 641-1212(内線566・569) FAX 624-8398

緊急通報システム

日常生活を送る上で注意を要する一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方が、急病等の緊急事態に緊急通報用のボタンを押すことで、協力員等によって救助される体制を確保します。

在宅介護支援住宅改修補助

居宅内での不慮の事故を防止し、介護が必要な状態になってもできるだけ長く在宅での生活を続けられる環境を整備するため、高齢者、障がい者等に適するように住宅のバリアフリー工事等を行う場合、費用の一部を助成します。受付期間を設けていますので、詳しくは、お問い合わせください。

高齢者移送サービス

65歳以上で在宅のねたきり状態の高齢者に対し、その方の居宅と医療機関との間をリフト付き車両またはストレッチャー装着車両で移送する場合の利用券を交付します。

高齢者外出支援事業

高齢の方の閉じこもり防止や外出機会の拡大を図るために、バス乗車券の購入を支援します。

対象者　利用開始日に満70歳以上で住民登録している方

運転免許証自主返納者へのタクシー券の交付

運転免許証の自主返納を行った方にタクシー券20,000円分を交付します。

対象者　満70歳以上で、運転免許証を自主返納して1年以内の方

※生活支援サービス利用の要件について、詳しくは、お問い合わせください。

〈 以下は広告スペースです 〉



おかえり・見守り事前登録制度

認知症等により徘徊の恐れのある高齢者についての情報をあらかじめ市に登録し、警察署や地域包括支援センターと情報を共有することで、行方不明になったときに早期発見・早期保護につなげます。

生活支援コーディネーター

地域において、ボランティア等による生活支援や介護予防に向けた支え合いのコーディネートを行います。

電話番号 645-8061

場　　所 山形市社会福祉協議会内

家族介護者支援サービス

問 長寿支援課 TEL 641-1212(内線566・569) FAX 624-8398

紙おむつの支給

要介護4・5(これに相当する方)または、認知症により、常時失禁状態が1カ月以上続く65歳以上の高齢者を介護している方に紙おむつを支給します(施設等入所の方を除く)。住民税の課税状況によっては支給できない場合があります。

ねたきり高齢者等介護者激励金

65歳以上のねたきり状態にある方などを家庭で継続して6カ月を超えて介護している方に、激励金を支給します(広報やまがたで申請受付期間をお知らせします)。

家族介護者交流会

要介護4・5相当のねたきり状態の方、または認知症高齢者自立度Ⅲ以上の方を在宅で介護している介護者を対象に、心身のリフレッシュを図るため、介護者相互の交流会を開催します。

養護老人ホームへの入所

問 長寿支援課 TEL 641-1212(内線651・652) FAX 624-8398

おおむね65歳以上で、環境上の理由および経済的理由で、自宅で生活することが困難な方を養護老人ホームに入所措置します。入所要件など、詳しくは、お問い合わせください。

地域包括支援センター

問 長寿支援課 TEL 641-1212(内線564・565) FAX 624-8398

高齢者の介護・福祉・健康・医療・仕事と介護の両立などに関するさまざまな不安や疑問に、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が対応します。

▶次のようなときは、地域包括支援センターへお気軽にお電話ください。

- 介護予防のための教室や地域の集まりの場が知りたい
- 介護保険のサービスを利用したい
- 認知症のことについて教えてほしい
- 家族の介護に疲れてしまい、どうしたらいいか分からない　など

地域包括支援センターは、山形市から委託されている公的な機関です。相談は無料で、秘密は厳守します。

地区名	担当地域包括支援センター(設置場所)	電話番号
出羽、大郷、明治、千歳	なでしこ地域包括支援センター(ながまち荘内)	681-7450
楯山、高瀬、山寺	地域包括支援センター大森(サンシャイン大森内)	685-1224
鈴川	地域包括支援センター敬寿会(鈴川交流センター内)	634-2309
滝山	たきやま地域包括支援センター(あたご荘内)	622-4577
第六	地域包括支援センターふれあい(大島医院内)	628-3988
南山形、本沢、大曽根、西山形、村木沢	山形西部地域包括支援センター(菅沢荘内)	646-1165
第一、第二	さくら地域包括支援センター(篠田総合病院内)	635-4165
第三、第四、第九	地域包括支援センターかがやき(至誠堂総合ケアセンター内)	631-8020
第七	霞城北部地域包括支援センター(総合福祉センター内)	645-9070

〈以下は広告スペースです〉



オーリンク株式会社
山形市北町三丁目8番20号
TEL(023)681-3633
URL:https://www.o-link.jp



山形市嶋北一丁目16番35号
TEL(023)666-6111
URL:https://www.fourleaf-sima.com/



西村山郡朝日町大字宮宿320-6
TEL(0237)67-8333
URL:https://www.grouphome-asahi.jp/



西村山郡朝日町大字和合422-1
TEL(0237)85-1672
URL:http://wagousou.jp/

医療機器販売、福祉機器・福祉用具販売、施設運営

Link オーリンク株式会社

社会福祉法人 朝日敬慎会
西村山郡朝日町大字和合422-1
TEL(0237)85-1672　ホームページ http://wagousou.jp

地区名	担当地域包括支援センター（設置場所）	電話番号
第十、飯塚、椹沢	霞城西部地域包括支援センター（総合福祉センター内）	647-8010
蔵王	蔵王地域包括支援センター（やすらぎの里半郷内）	688-8099
第五、第八、東沢	愛らんど地域包括支援センター（小白川ケアセンター内）	679-3611
南沼原	南沼原地域包括支援センター（みこころの園内）	664-3080
金井	金井地域包括支援センター（金井コミュニティセンター内）	664-2181

認知症の方を支えるための取り組み

問 長寿支援課　TEL 641-1212(内線567･568) FAX 624-8398

担当の地域包括支援センター（📖82･83ページ掲載）

おれんじサポートチーム

「認知症初期集中支援チーム」･「認知症地域支援推進員」

自宅で生活している40歳以上の認知症または認知症の疑いがある方に、医療･介護の専門職で構成された支援チームがご家庭を訪問し、早期に医療や介護のサービスにつながるように集中的に支援します（支援機関はおおむね6カ月です）。また、認知症の理解や普及啓発、認知症の方や家族を支える支援機関のネットワーク体制づくりを行っています。

おれんじサポートチームへのご相談は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センター（📖82･83ページ）へお問い合わせください。

認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する人（認知症サポーター）を増やしていくための講座を開催しています。

講座内容は、認知症についての基礎知識や認知症の方への接し方などで、受講者には認知症サポーターの証を配布しています。

介護マークの配布

認知症などの方の介護は、介護していることが分かりにくいため、誤解や偏見を持たれてしまうことがあります。そこで、介護する方が、介護中であることを周囲に理解してもらうために、「介護マーク」を配布しています。

在宅医療と介護の連携のための取り組み

問 長寿支援課　TEL 641-1212(内線564･565) FAX 624-8398

在宅医療･介護連携室「ポピー」

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域･ご家庭で安心して生活を続けていくことができるよう、在宅医療と介護に関する不安や悩みについて相談をお受けするとともに、医療･介護サービス従事者間の連携を支援する相談窓口です。相談には、医療･介護の専門職が対応します。

▶次のようなときは、お気軽にお電話ください。
- 退院後の治療や生活が不安だ
- 在宅でどんな医療･介護サービスが受けられるの？
- 近くで往診してくれる医師は？　など

相談時間　月曜日～金曜日　午前9時～午後3時30分（祝日･年末年始を除く）

電話番号　641-5555

場　所　山形市医師会館内

在宅医療･介護連携室「ポピー」は、山形市から委託されている公的な機関です。相談は無料で、秘密は厳守します。

高齢者保健事業

問 山形市歯科医師会　TEL 632-1108

在宅ねたきり高齢者等歯科診療

自宅等で療養中で、疾病、傷病などで、歯科医療機関に通院できない方を対象に歯科医師が往診治療を行います。

他の診療と同様に、利用者の一部負担金があります。歯の痛みや入れ歯の不具合などでお悩みの方、口腔ケアを希望する方は、山形市歯科医師会へ直接ご連絡ください。

〈以下は広告スペースです〉

悩む前にまずお電話を!
高齢者向け老人ホームを探すなら
相談･見学･入居まで、すべて無料！
ろうご　の　くらし
0120-605-964
受付時間 月～土 9:00～17:30
このような方におすすめです
息子のいる県外の施設探しは相談できるかしら？
施設の種類が多くてよくわからない
介護スタッフや看護士が常駐している高齢者住宅に住みたい
医療依存度が高くても受け入れてくれる施設ってあるのかしら・・・
ウチシルベ
高齢者住宅仲介センター
山形市香澄町二丁目2番31号
カーニープレイス山形303号室 山交ビル向い

住宅型有料老人ホーム
多機能ホーム　樫の木
看護小規模多機能型居宅介護
定期巡回･随時対応型訪問介護看護
訪問介護／訪問看護
通所介護／福祉用具貸与
山形市上町4-6-24
☎023-644-3364

サービス付き高齢者向け住宅
グランドホーム　樫の木
居宅介護支援／通所介護
山形市桧町1-10-10
☎023-665-0511
大和メディカル株式会社

介護保険

問 介護保険課　TEL 641-1212（内線 842～849）FAX 624-8887

「介護保険制度」は、40歳以上の方が被保険者として保険料を納め、介護が必要になったときに介護サービスを利用する制度です。

介護保険制度の概要

	第1号被保険者	第2号被保険者
被保険者	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険に加入している方
給付の対象者	要介護または要支援の認定を受けた方	初老期認知症、脳血管疾患などの国で指定する特定疾病によって要介護または要支援の認定を受けた方
介護保険料	85ページの表のとおり	加入している医療保険（国民健康保険・健康保険組合・共済組合など）の算定方法に基づいて決まります。
介護保険料の支払方法	◉特別徴収（公的年金からの支払い） 年金受給金額が年額18万円以上の方は、年金の定期払い（年6回）の際にあらかじめ通知した額が年金から差し引かれます。 ※対象となる年金は老齢（退職）年金、遺族年金、障がい年金です。 ◉普通徴収 年金受給金額が年額18万円未満の方などは納付書、口座振替での支払いになります。 ※年度途中で65歳に到達した方や他市町村から転入した方などは、一定期間普通徴収になります。	医療保険料と一緒に納付します。 市の介護保険課が個別に徴収するものではありません。詳しくは、加入している医療保険者へお問い合わせください。



〈以下は広告スペースです〉

あんしん
あんぜん
あったかい介護
社会福祉法人　山形
サンシャイン大森
— SUNSHINE OOMORI —
〒990-2231 山形市大字大森 2139 番地 1
☎（023）685-1225
FAX（023）685-1227
http://www.sunshineoomori.jp/

会員募集中!
原則60歳以上の方で
健康で働く意欲のある方なら
どなたでも会員になれます。
女性会員も大募集!!
こんなお仕事してみませんか？
◆毛筆筆耕 ◆屋内外の一般作業 ◆駐車場の管理 ◆除草
◆調理補助 ◆施設での清掃・洗濯 ◆施設管理 ◆剪定
まずは、入会説明会へ！
毎月3回開催中！ ※詳しくは下記までお問合せ下さい
公益社団法人
山形市シルバー人材センター
山形市双葉町1-2-3（山形テルサ内1階） ☎023-647-6647
http://webc.sjc.ne.jp/yamagatashi/

明るく、元気に、ほほえんで
通所介護事業
ほほえみデイ七日町
NANOKAMACHI
山形市七日町二丁目7番43号
TEL：023-666-7300
FAX：023-666-7314
ほほえみデイ七日町　検索

関連ページへ

第1号被保険者の介護保険料（令和3～5年度）

介護保険料は、山形市で必要となる介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数を基に「基準額」を算出し、本人と世帯員の課税状況や所得等に応じて段階的に決まります。

該当される方			保険料段階	保険料年額 （　）は月額換算	
本人住民税非課税		◉生活保護受給者	第1段階 基準額×0.3	20,800円	（1,734円）
	世帯住民税非課税	◉老齢福祉年金を受給している方			
		◉本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入金額の合計額が80万円以下の方			
		◉本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	第2段階 基準額×0.5	34,800円	（2,900円）
		◉第1段階、第2段階に該当しない方	第3段階 基準額×0.7	48,700円	（4,059円）
	世帯住民税課税	◉本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入金額の合計額が80万円以下の方	第4段階 基準額×0.85	59,100円	（4,925円）
		◉本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入金額の合計額が80万円を超える方	第5段階 基準額	69,600円	（5,800円）
本人住民税課税		◉本人の前年中の合計所得金額が120万円未満の方	第6段階 基準額×1.2	83,500円	（6,959円）
		◉本人の前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	第7段階 基準額×1.3	90,400円	（7,534円）
		◉本人の前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第8段階 基準額×1.5	104,400円	（8,700円）
		◉本人の前年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	第9段階 基準額×1.7	118,300円	（9,859円）
		◉本人の前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	第10段階 基準額×1.8	125,200円	（10,434円）
		◉本人の前年中の合計所得金額が600万円以上の方	第11段階 基準額×1.9	132,200円	（11,017円）

※1 世帯は、当該年度4月1日時点での住民登録の状況により判定されます。

※2 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。
第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。
土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。
また、第1～5段階については、合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得額」を控除した額を用います。

※3 課税対象年金収入額とは、障がい年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金収入で、老齢年金や退職年金が該当し、公的年金等控除額を差し引く前の金額です。

※4 第1～3段階は、公費による負担軽減が図られています。

〈以下は広告スペースです〉



介護保険料滞納による給付制限

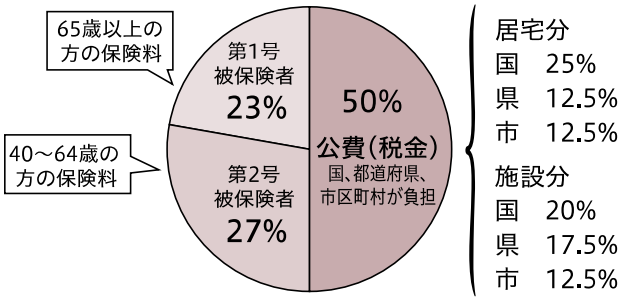
災害その他特別の事情がない限り、一定期間以上の滞納がある場合は、サービスを利用する際に滞納期間に応じて次のような給付制限が行われます。

● 第1号被保険者の給付制限

滞納期間・措置	内容
1年以上の滞納 支払い方法の変更	サービス利用の際、費用の全額を自己負担として支払い、申請により後日、保険給付分を払い戻し
1年6カ月以上の滞納 保険給付の 一時差し止め	サービス利用の際、費用の全額を自己負担として支払い、申請の有無にかかわらず、保険給付分の一部または全部が差し止め
2年以上の滞納 給付額減額等の 措置	認定前10年間における滞納期間に応じて、**保険給付は7割（ただし、利用者負担割合が3割の方は6割に引き下げ）。高額介護サービス費は支給されません**

保険給付の財源

介護保険料はみんなで制度を支え合う大切な財源です。



サービスを受けるまでの手順

相談
サービスの利用を希望する方は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターまたは、市役所2階介護保険課窓口に相談します。要支援の状態と思われる方で、訪問型サービス、通所型サービスのみを利用希望の方は、基本チェックリストに基づく判定を受けることで要支援認定を受けずに介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用することができます。

↓

申請
介護サービスや介護予防サービスの利用が必要と思われる方は、要介護認定の申請をします。地域包括支援センターまたは指定居宅介護支援事業者、介護保険施設や成年後見人などに、申請を代行してもらうこともできます。

↓

認定調査、主治医の意見書
調査員が自宅等を訪問し、心身の状況についてご本人やご家族から聞き取り調査を行います。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

↓

審査判定
認定調査の結果と医師の意見書を基に、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。

↓

認定
審査判定の結果に基づき、山形市が認定し、本人に認定結果（要介護状態区分）を通知します。

↓

介護予防・介護サービス計画の作成
要介護1～5と認定された方で、在宅サービスを利用される場合は居宅介護支援事業者のケアマネジャーに依頼して、介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。要支援1・2と認定された方は地域包括支援センターに依頼して介護予防サービス計画（介護予防プラン）を作成してもらいます。

↓

サービスの開始
介護予防・介護サービス計画に基づいて、介護サービスが受けられます。

関連ページへ

利用できるサービス

	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
要介護者	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費の支給	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（原則として要介護3以上）、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護	介護老人福祉施設（原則として要介護3以上）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
要支援者	介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費の支給 介護予防・日常生活支援総合事業（81ページ参照）	介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の方のみ）、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	

- 居宅サービス　主に自宅で生活しながら受けるサービス
- 地域密着型サービス　利用者が住み慣れた地域で、継続して生活できるよう支援するサービス
- 施設サービス　主に施設等に入所して受けるサービス

介護サービスを利用する場合の費用

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、利用者負担は原則としてかかった費用の1割です。

ただし、一定以上の所得がある方がサービスを利用するときは、利用者負担が2割～3割となります。

⑴居宅サービス費の1カ月の支給限度額

①居宅サービスでは、要支援・要介護区分ごとに1カ月に利用できるサービスの費用の上限が定められています〔表1〕。この上限額を超えてサービスを利用する場合は、全額自己負担となります。

〔表1〕主な居宅サービスの支給限度額

認定区分	支給限度額（1カ月当たり）
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

〈以下は広告スペースです〉

KEIJUKAI 社会福祉法人 敬寿会
ケアハウス敬寿園（特定施設入居者生活介護事業所）
ご相談・見学随時受付中



高齢のため独立して生活するには不安がある方のために、明るい自立した生活を維持できるよう、専門スタッフによる各種相談、食事、入浴や生活全般などの援助や緊急時の対応を行い、快適で安心した生活を過ごせるよう支援していく施設です。
また、介護を要する状態となっても、特定施設としての適正な生活介護サービスの提供により安心した生活が継続できます。
・直営の施設内厨房で
美味しいお食事を提供しています
（施設利用料金）月額 78,940円～（年収による）
施設見学・体験入居できます!
詳しくはお電話ください。
ケアハウス敬寿園　山形市大字妙見寺500-1
023-634-2020
施設HP

②福祉用具購入費（入浴や排せつに使われる用具など）や住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消など）については、①の基準額とは別に〔表2〕の給付基準が定められています。

〔表2〕福祉用具購入費や住宅改修費の支給限度額

	対象費用の限度額	支給額	限度額管理期間
福祉用具購入費	10万円	購入費用の9割～7割（9万円～7万円が限度）	毎年4月から1年間
住宅改修費	20万円	工事費用の9割～7割（18万円～14万円が限度）	期間に関係なく、限度額を利用するまで

⑵高額介護（介護予防）サービス額

サービスを利用して支払った自己負担額が、月額で定められた利用者負担の上限額〔表3〕を超えた場合は、その超えた分について申請により払い戻しが受けられます。

〔表3〕高額介護（介護予防）サービス費の上限額（1カ月）

第1段階	生活保護受給者	個人単位	15,000円
	住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者	個人単位	15,000円
		世帯合計	24,600円
第2段階	住民税非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計が80万円以下	個人単位	15,000円
		世帯合計	24,600円
第3段階	住民税非課税世帯で第2段階以外	世帯合計	24,600円
第4段階	第1段階から第3段階以外で、課税所得380万円未満（年収～約770万円）	世帯合計	44,400円
	第1段階から第3段階以外で、課税所得380万円以上690万円未満（年収約770万円～約1,160万円）	世帯合計	93,000円
	第1段階から第3段階以外で、課税所得690万円以上（年収約1,160万円～）	世帯合計	140,100円

⑶高額介護サービス費の貸し付け

高額介護サービス費の支給を受ける見込みのある方は、支給見込み金額の9割を限度に無利子で借りることができます。貸付金の返還は支給される高額介護サービス費をもって充てることになります。

⑷高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険、両方の自己負担額が高額となったときは、限度額を超えた分が支給される制度があります。詳しくは、ご加入の医療保険担当窓口へお問い合わせください。

⑸施設サービス費

施設サービスについては、入所施設・要介護区分ごとに1日当たりのサービスの費用が定められています。

⑹施設サービスの居住費等の負担限度額

介護保険施設に入所（入院）したり、ショートステイを利用した場合は、サービス費用の自己負担のほかに、食費と居住費（ショートステイの場合は滞在費）が自己負担となります。ただし、所得の低い方には負担限度額が設けられ、申請により認定されると食費や居住費（滞在費）の自己負担が軽減されます。1日当たりの自己負担額は〔表4〕のとおりです。

〔表4〕施設サービスの居住費等の負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	対象者	食費		居住費または滞在費			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（※1）	多床室（※1）
第1段階	住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円【320円】	0円
第2段階	住民税非課税世帯で年金収入額（※2）＋合計所得金額が80万円以下の方	390円	600円	820円	490円	490円【420円】	370円
第3段階①	住民税非課税世帯で年金収入額（※2）＋合計所得金額が80万円超120万円以下の方	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円【820円】	370円
第3段階②	住民税非課税世帯で年金収入額（※2）＋合計所得金額が120万円超の方	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円【820円】	370円
第4段階（認定非該当）	住民税課税世帯、または世帯分離している配偶者が住民税課税の方および単身または夫婦で預貯金等の額が上限額（※3）を超える方	1,445円（※4）	1,445円（※4）	2,006円（※4）	1,668円（※4）	1,668円【1,171円】（※4）	377円【855円】（※4）

※1 介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の、従来型個室および多床室の負担限度額（または基準費用額）は【　】内の金額になります。

※2 年金収入額は、課税年金および非課税年金（障がい年金、遺族年金等）の合計額です。

※3 預貯金等の上限額は本人の年金収入額＋合計所得金額に応じて異なり、単身で500万円～1,000万円、夫婦で1,500万円～2,000万円です。また現金や有価証券も含まれます。

※4 第4段階に記載している金額は、国が示す平均的な費用（基準費用額）です。実際に負担いただく金額は、施設・事業所によって異なります。

関連ページへ

心身に障がいがある方のために

障がい者手帳

問 障がい福祉課
TEL 641-1212(内線550・580・621) FAX 632-7091

手帳の交付を受けようとする方は障がい福祉課へ申請してください。

身体障がい者手帳

問 TEL 641-1212(内線 550)

視覚・聴覚・肢体・心臓など身体に障がいがある方に交付されます。

療育手帳

問 TEL 641-1212(内線 621)

知的障がいがある方に交付されます。

精神障がい者保健福祉手帳

問 TEL 641-1212(内線 580)

精神的な障がいがある方に交付されます。

障がい福祉サービス

問 障がい福祉課
TEL 641-1212(内線580・589・590・621) FAX 632-7091

障がい福祉サービスは、障がいの種類、程度の勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村が利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」の支援を受ける場合には、原則、サービス等利用計画の提出が必要です。計画の作成は、相談支援専門員が行います。詳しくは、最寄りの相談支援事業所か障がい福祉課へご相談ください。

【自立支援給付の体系】

介護給付	
居宅介護(ホームヘルプ)	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、外出時に同行して、必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出の際の移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所(ショートステイ)	居宅で介護する方が病気の場合などに、施設において、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援(障がい者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用し、一般就労した障がいのある方の就労継続のために、相談、指導、助言等の必要な支援を行います。
自立生活援助	定期的な巡回や、通報を受けて行う訪問、相談等により、障がいのある方の状況を把握し、関係機関と連絡調整等を行い、自立した日常生活を送るために、環境整備に必要な援助を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
地域相談支援給付	
地域移行支援	施設に入所している方や精神科病院に入院している方に、住居の確保などの地域生活に移行するために必要な相談等を行います。
地域定着支援	居宅で単身の方や家族の介護を受けられない方に、常時の連絡体制を確保し、その障がいにより生じた緊急の事態の場合等に必要な相談等を行います。

【地域生活支援事業】

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方への理解を深めるため、広報活動等を通じて市民の方への周知を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方およびその家族、市民の方による地域における自発的な取り組みの支援を行います。

事業名		内容
相談支援事業		障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業		必要と認められる知的障がいのある方、精神障がいのある方に、成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業		聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業		重度障がいのある方に、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行います。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援（個別ヘルパー派遣、視覚障がい者ガイドヘルパー派遣等）を行います。
地域活動支援センター		障がいのある方に、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。
その他の事業	福祉ホーム事業	住居を求めている障がいのある方に、低額な料金で、居室その他の設備の利用および日常生活に必要な便宜を提供します。
	訪問入浴サービス事業	居宅介護等の入浴介護を受けることができない重度の身体障がいがある方に、訪問による入浴サービスを提供します。
	身体障がい者自立支援訓練事業	福祉ホーム等に居住している重度の身体障がいがある方に、ケアグループによる介助サービスおよび日常生活上の訓練を行います。
	生活支援事業	障がいのある方に、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を行います。 ◉生活訓練等事業等
	日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および一時的な負担軽減を図ります。 ◉日中短期入所事業・タイムケア事業等
	社会参加支援事業	障がいのある方を対象とした、スポーツ教室や講座等の開催を支援します。
	権利擁護支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見等のため、啓発活動を実施するとともに、関係機関による連携を図ります。

山形市が委託している障がい者相談支援センター

- 山形コロニー相談支援センター　TEL 641-2626
- 向陽園地域生活支援センター心音　TEL 679-3244
- 地域活動支援センターおーる　TEL 647-4266
- 山形市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター　TEL 646-5660
- 相談支援事業所まんさく　TEL 688-3540
- ゆあーず　TEL 666-8381

児童に係る通所・入所給付制度

問 障がい福祉課
TEL 641-1212（内線590） FAX 632-7091

児童福祉法では、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童、または難病により患している児童の療育を支援するため、施設に通所や入所をするサービスを設定しています。サービスの利用に要した費用は、公費で一定額を負担する仕組みとなっています。このサービスの利用に係る給付のことを「障がい児通所給付」、「障がい児入所給付」といいます。

なお、手続き先（問い合わせ先）は、通所給付については障がい福祉課、入所給付については山形県中央児童相談所（TEL 627-1195）です。

児童に係る通所・入所給付制度の体系

障がい児通所給付	
児童発達支援	施設で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に、医療機関で児童発達支援に係るサービスの内容に合わせて、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している児童に、授業の終了後または休業日に、施設で生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導知識技能の付与、集団生活への適用訓練等の支援を行います。
保育所等訪問支援	児童が通う保育所等に訪問し、その保育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障がい児入所給付	
障がい児入所支援	施設に入所し、または医療機関に入院する児童に、日常生活の指導、知識技能の付与を行うとともに、必要な児童には治療を行います。

補装具等の給付

問 障がい福祉課
TEL 641-1212（内線542・550） FAX 632-7091

補装具の給付

身体障がい者手帳所持者（児童を含む）に、眼鏡、補聴器、義肢、装具、車いすなどの購入・借受・修理に要した費用を給付します（原則1割の利用者負担。市民税額一定額以上は対象外）。

関連ページへ

日常生活用具の給付

在宅重度障がい(児)者に特殊寝台、盲人用時計、聴覚障がい者用屋内信号装置などを給付します(原則1割の利用者負担。市民税額一定額以上は対象外)。

紙おむつの支給

65歳未満で常時失禁状態にある重度心身障がい(児)者の方に紙おむつを支給します(市県民税額一定額以上は対象外。施設入所の方を除く)。

軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成

聴覚障がいによる身体障がい者手帳交付の対象とならない軽度および中等度の難聴児に、補聴器購入費の一部を助成します(原則3分の1の利用者負担。市民税額一定額以上は対象外)。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

身体障がい者手帳による日常生活用具給付の対象とならない小児慢性特定疾病児童等に、日常生活を容易にするために日常生活用具を給付します(市民税および所得税の課税状況に応じて利用者負担有り)。

手当等

問 障がい福祉課
TEL 641-1212(内線549・589・590・621) FAX 632-7091

重度障がい者介護者激励金

在宅でねたきりの重度心身障がい者を6カ月以上にわたり介護している家庭の方に、激励金を年1回支給します(広報やまがたで申請受付期間をお知らせします)。

特別障がい者手当

著しい重度の障がいのため常時特別の介護を必要とする在宅の障がいのある方に手当を支給します(所得制限有り)。

障がい児福祉手当

著しい重度の障がいのため常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の障がい児に手当を支給します(所得制限有り)。

特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します(所得制限有り)。

重度心身障がい(児)者福祉手当

障がい児福祉手当該当程度の20歳未満の在宅児童を養育しているが、所得制限などにより公的手当を受給できない方、または、公的年金を受けていない在宅の重度障がい者を扶養している方に手当を支給します。

心身障がい(児)者扶養共済

心身に障がいのある方を扶養している県内在住の65歳未満の健康な方を加入者とし、加入者に万が一のことがあった場合に、障がいのある方へ年金が給付されます。

医療支援

自立支援医療

問 障がい福祉課 TEL 641-1212(内線 550・580)

身体障がい者手帳所持者および身体に障がいのある児童、治療しないと将来障がいが残ると認められる疾患がある児童の更生に必要な医療費ならびに精神疾患患者の通院医療費の利用者負担が1割になります(重度かつ継続の対象者等および世帯の市民税非課税世帯は軽減措置有り。市民税額一定額以上は対象外)。

〈以下は広告スペースです〉

ひと、未来、輝いて
私たちの願い。
その人がいて、その人の未来が輝くこと。

山形県内全域において「介護福祉サービス」「障がい福祉サービス」を中心に展開しています。
◆特別養護老人ホーム　◆居宅介護支援事業所
◆短期入所生活介護事業所　◆養護老人ホーム
◆障害者支援施設　◆地域活動支援センター
◆障害福祉サービス事業所
・短期入所　・共同生活援助　・生活介護
・自立訓練　・就労継続支援B型
◆相談支援事業所　◆救護施設
◆診療所　◆障がい児者保養訓練センター
◆地域生活自立支援センター
◆障害者就業・生活支援センター
◆地域生活定着支援センター

多機能型事業所　山形県ワークショップ明星園

・生活介護事業所
・就労継続支援B型事業所
TEL.023-684-3781(直通)
〒990-0811 山形市長町728番地の2

ワークショップ明星園共同生活事業所
ワークショップ明星園短期入所事業所

・共同生活援助事業所
・短期入所事業所
TEL.023-616-4177
〒990-0073 山形市大野目三丁目3番39号

サポートセンターゆあーず

・相談支援事業所ゆあーず
(指定一般・指定特定・指定障害児)
TEL.023-666-8381
・多機能型事業所まある(生活介護)
TEL.023-666-8382
〒990-0057 山形市宮町一丁目3番36号

社会福祉法人 山形県社会福祉事業団
事務局:山形市宮町一丁目3番36号 023-623-9127 https://www.ysj.or.jp



重度心身障がい(児)者医療

問 こども家庭支援課　TEL 641-1212(内線 559・576)

身体障がい者手帳1・2級の重度障がい(児)者および同程度の障がいのある方の医療費(保険診療分)が無料または軽減されます(所得制限有り)。

社会参加促進等

問 障がい福祉課
TEL 641-1212(内線549・550・590) FAX 632-7091

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者・難聴者の社会参加を支援するために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

福祉タクシー券・福祉給油券の交付

下記の3つのうちいずれか1つを選択することができます。

①福祉タクシー券
身体障がい者手帳1～3級、療育手帳Aおよび精神障がい者保健福祉手帳1～3級の所持者が普通タクシーを利用する場合、料金の一部を助成します(500円/枚、年間24枚まで、視覚障がい1級の方は年間36枚)。

②リフト付きタクシー券
下肢、体幹、移動機能障がい1・2級の方がリフト付きタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します(大型車2,870円/枚、中型車2,450円/枚、小型車1,960円/枚、年間24枚まで)。

③福祉給油券
身体障がい者手帳1～3級、療育手帳Aおよび精神障がい者保健福祉手帳1～3級の所持者で、本人または同居家族が所有者となっている自家用自動車に給油する場合、料金の一部を助成します(500円/枚、年間12枚まで)。

※福祉タクシー券、福祉給油券の交付は、障がい福祉課のほか、📖 90ページにある障がい者相談支援センターでも行っています。

身体障がい者用自動車改造費、重度身体障がい者介護用車両改造費等の助成

上肢・下肢・移動・体幹機能障がいの方、またはその方と生計を一にしている方が運転するための自動車の改造、車いすの使用に配慮した介護用車両への改造、介護用車両の購入費用の一部を助成します。障がいの認定・世帯の収入状況等について一定の要件があります。改造または購入契約の前に申請してください。

身体障がい者運転免許証取得費の助成

上肢・下肢・移動・体幹機能障がいの方が自動車運転免許証を取得した場合、要した経費の3分の2を、10万円(自ら運転するために改造した車両を教習所に持ち込んだ場合は15万円)を限度として助成します。免許取得後、3カ月以内に申請してください。

人工透析患者通院交通費の助成

腎臓機能障がいの方が、人工透析を受けるため、医療機関へ通院するのに要した交通費の一部を助成します(本人および同居生計中心者の所得税が非課税の方のみ。広報やまがたで申請受付期間をお知らせします)。

在宅酸素療法者支援助成金の交付

呼吸器機能障がいによる身体障がい者手帳(1・2級を除く)を所持し、医師の処方により在宅酸素療法として酸素濃縮器を使用している場合、その電気料金の一部を助成します(広報やまがたで申請受付期間をお知らせします)。

市営駐車場料金の減免・駐輪場料金の免除

身体障がい者手帳1～3級、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳1・2級所持者の方が乗車している車を市営駐車場に駐車した場合、料金を半額免除します。また、市営駐輪場の料金を全額免除します。精算前に係員に手帳を提示してください。

市有施設使用料の免除

身体障がい者手帳、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳の所持者が市有施設を利用する場合、手帳の提示により、個人の使用料等が無料になります。対象者に制限がある施設もありますので、事前に確認してください。

車いすの貸し出し

短期間(1回につき1カ月以内)で利用される方に、車いすを貸し出します(手帳の有無は問いません)。

障がい者虐待防止事業

問 障がい福祉課
TEL 641-1212(内線580・589・590・621) FAX 632-7091
～夜間・休日も対応～

障がいのある方の安定した生活や社会参加を助けるために、障がい者虐待防止事業を行っています。障がいのある方が、家族や親族、福祉サービス事業所の職員、職場の事業主などから虐待を受けている、または、見たり、心配される場合はご相談ください。また、📖 90ページにある障がい者相談支援センターでも相談を受付けています。

関連ページへ

生活保護

問 生活福祉課　TEL 641-1212（内線 591）

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずご相談ください。

福祉施設（山形市所管）

施設名		所在地	種別	定数	電話
総合福祉センター		城西町2-2-22	多目的福祉施設	−	645-9230
漆山やすらぎ荘		大字漆山字月山堂818	老人福祉センター	−	686-5567
大曽根さわやか荘		並柳47	老人福祉センター	−	644-0016
黒沢いこい荘		大字黒沢字中川原541	老人福祉センター	−	688-9060
鈴川ことぶき荘		下山家町字下宿81-5	老人福祉センター	−	625-3251
福祉文化センター	小白川やすらぎ荘	小白川町2-3-47	老人福祉センター	−	642-5181
	希望の家		身障者福祉センター（B型）	−	
まんさくの丘	こまくさ学園	蔵王半郷1366-2	児童発達支援センター	30	688-3531
	恵光園		障がい福祉サービス事業（生活介護）	40	
	蔵王通勤寮		障がい福祉サービス事業（宿泊型自立訓練）	20	

（法律等に基づく用語についても「障がい」と表記しています）

山形市保健所

問 城南町1-1-1 霞城セントラル内　【3階】母子保健課　【4階】保健総務課、健康増進課、生活衛生課

開庁時間　午前8時30分～午後5時15分

閉庁日　【4階】土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

【3階】月曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※日曜日または月曜日が祝日の場合は火曜日も閉庁（閉庁日はこれによらない場合がありますので、山形市公式ホームページから「母子保健課開庁日カレンダー」をご確認ください）。

駐車場

東口交通センター駐車場、または霞城セントラルパーキング（立体）を利用した場合、一部を補助します。駐車券をご提示ください。

霞城セントラル駐輪場をご利用の場合は、駐輪券（水色）をお持ちください。

山形市保健所で実施する相談業務

名称	内容	日時	問い合わせ先
医療安全相談	医療に関する問い合わせや相談	随時	保健総務課　616-7262
歯科保健相談	歯の衛生や口腔の相談	要予約	健康増進課　616-7271
アスベスト健康被害に関する相談	アスベスト（石綿）に関する健康相談	要予約	健康増進課　616-7271
健康相談	生活習慣病予防や健康づくりに関する相談	随時	健康増進課　616-7272
栄養相談	生活習慣病予防や健康づくりに関する栄養相談	要予約	健康増進課　616-7273
難病に関する相談	難病に関する相談	要予約	健康増進課　616-7272

名称	内容	日時	問い合わせ先
エイズ、B型・C型肝炎等に関する相談	エイズなどの性感染症や肝炎に関する相談	随時	健康増進課　616-7274
精神保健福祉相談 ひきこもり相談	心の病気や悩み、ひきこもりに関する相談	随時（精神科医による相談は予約制）	健康増進課　616-7275
食品に関する相談	食品に起因する健康被害発生防止のための相談	随時	生活衛生課　616-7280
子育てはぁと相談	幼児の子育てに関する相談	要予約	母子保健課　647-2280
女性の健康相談	女性の健康に関する相談	随時	
療養に関する相談	小児慢性特定疾病児童等の療養に関する相談	随時	
児童療育相談	身体障がい者手帳の交付を受けた児童の療育相談	随時	
幼児発達相談	幼児の成長や発達に関する相談	要予約	

保健事業

乳幼児健康診査、予防接種、各種教室、成人の健診の案内は、広報やまがた、フェイスブック、LINEなどでお知らせします。

成人保健

問 健康増進課　TEL 616-7272

健康診査

山形市に住民票がある方が対象となります。健診の受け方は、**1.集団健診（公民館などで実施）、2.個別健診（希望する医療機関で実施）、3.山形市国保ミニドック検診（40歳～74歳の山形市国民健康保険加入者が対象）**の3つの方法があり、年度内（4月～翌年3月）にいずれか1つしか受けられません。詳しくは、広報やまがた3月15日号折込の「健診べんり帳」をご覧ください。

対象	健診の種類等	健診の受け方	健診の案内と申し込み方法
40歳～74歳	◉特定健診 ◉がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）・胃がんリスク層別化検査 【子宮・乳がん検診は、年度内偶数歳女性が対象（昨年度受診していない奇数歳女性は事前に健康増進課へ申請が必要）】 【前立腺がん検診は50歳以上の男性が対象】 【胃内視鏡検査による胃がん検診は、50歳以上で年度内偶数歳になる方が対象。個別健診のみで実施】 ◉肝炎ウイルス検診	**1.集団健診 2.個別健診 3.山形市国保ミニドック検診（山形市国民健康保険加入者が対象）**	◉特定健診は、各医療保険者の案内に従って受けてください。（山形市国民健康保険加入者へは、山形市が、がん検診と一緒に健診のご案内を送付します） ◉がん検診は、山形市が次の方に検診のご案内を送付します（時期は地区の健診の2カ月前頃）。山形市国民健康保険加入者、山形市国民健康保険以外の医療保険加入者で40歳の方、41～74歳の方で過去2年間に市の健診を受けたことがある方。 1の受け方は、健診のご案内に同封されている専用の申し込みはがきを投函してください（健診のご案内が届かない方は、健康増進課へお問い合わせください）。子宮・乳がん検診希望者は、山形市医師会健診センター（TEL 645-7222）へ。 2の受け方は、事前に市内の希望する医療機関へ直接お問い合わせ後、受診してください。 3の受け方は、随時広報やまがたをご覧ください。
75歳以上	◉健康診査（糖尿病等生活習慣病の早期発見のための健診） ◉がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）・胃がんリスク層別化検査 【子宮・乳がん検診は、年度内偶数歳女性が対象（昨年度受診していない奇数歳女性は事前に健康増進課へ申請が必要）】 【前立腺がん検診は50歳以上の男性が対象】 【胃内視鏡検査による胃がん検診は、50歳以上で年度内偶数歳になる方が対象（個別健診のみで実施）】 ◉肝炎ウイルス検診	**1.集団健診 2.個別健診**	◉75歳以上の方で過去2年間に市の集団健診（個別健診を除く）を受けたことのある方に健診のご案内を送付します（時期は地区の健診の2カ月前頃）。 1の受け方は、健診のご案内に同封されている専用の申し込みはがきを投函してください（健診のご案内が届かない方は、健康増進課へお問い合わせください）。子宮・乳がん検診希望者は、山形市医師会健診センター（TEL 645-7222）へ。 2の受け方は、事前に市内の希望する医療機関へ直接お問い合わせ後、受診してください。

関連ページへ

対象	健診の種類等	健診の受け方	健診の案内と申し込み方法
20歳～39歳	◉すこやか健診	1.集団健診	山形市公式ホームページや「健診べんり帳」等をご覧ください。
	◉子宮がん検診【年度内偶数歳の女性が対象（昨年度受診していない奇数歳女性は事前に健康増進課へ申請が必要）】	1.集団健診（医師会健診センターで実施）	医師会健診センター（TEL 645-7222）へお申し込みください。
		2.個別健診（希望する医療機関で実施）	事前に市内の希望する医療機関へ直接お問い合わせください。
	◉レディース健診（すこやか健診と子宮がん検診のセット）	1.集団健診（医師会健診センターで実施）	山形市公式ホームページや広報やまがた等で、健診日程などをお知らせします。電話で医師会健診センター（TEL 645-7222）へ。
40・50・60・70歳	◉歯周疾患検診（治療中、定期受診中の方は対象外）	2.個別健診（希望する歯科医療機関で実施）	受診希望の方へは受診券を発行しますので、事前に健康増進課へ電話または窓口での手続きをお願いします。

※健診対象は、年度末年齢です。

健康手帳の交付

医療・健康診査・その他健康保持のために必要な事項を記載するもので、40歳以上の希望する方に交付します。

生活習慣改善に関する事業

電話や窓口による相談のほか、生活習慣病予防、健康増進のための望ましい食生活についての講話や調理実習を行います。

健康相談

健康に関することや健診結果等について、電話や窓口による相談を実施します。

予防接種

問 乳幼児・児童・生徒の予防接種　母子保健課　TEL 647-2280
成人の予防接種　健康増進課（成人保健係）　TEL 616-7272
高齢者の予防接種　健康増進課（管理係）　TEL 616-7270

予防接種は病気にかからないように、かかっても重くならないようにして、感染症が流行することを防ぐ役割を持っています。

対象	方法	予防接種の種類	接種時期
乳幼児	個別接種	◉B型肝炎　◉ロタ　◉ヒブ　◉小児の肺炎球菌　◉BCG（結核） ◉四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）　◉水痘 ◉麻しん風しん（MR）混合　1期、2期　◉日本脳炎（※1）	通年
児童・生徒		◉二種混合（ジフテリア・破傷風） ◉1学期中に小学6年生の方へ学校を通して、お知らせと予診票を配布します。	原則7～9月（通年で接種可能）
		◉日本脳炎（※1）	通年
		◉子宮頸がん予防ワクチン 対象は、小学6年生から高校1年生相当年齢の女子になります（標準的な接種年齢は中学1年生です）。	通年
成人		◉風しん第5期 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、風しん抗体検査（対象者は無料で検査を受けられます）を行った結果、抗体価が低いことが判明した方（※2） 詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。	令和7年3月末（予定）
高齢者		◉高齢者インフルエンザ 接種を希望する方で接種日において1.満65歳以上の方、2.満60歳以上65歳未満の身体（内部）障がい1級に準ずる方 接種費用のうち一部助成を行います。	10～1月（予定）
		◉高齢者肺炎球菌予防接種 接種を希望する方で1.当該年度において65歳、70歳になる方、2.当該年度において75歳以上になる方、3.接種日において満60歳以上65歳未満の身体（内部）障がい1級に準ずる方（過去に市の助成で23価肺炎球菌ワクチンを1回以上接種している方は対象外） 接種費用のうち一部助成を行います。	通年

※1 平成11年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、日本脳炎予防接種を受ける機会を逃し接種が不十分になっているため、特例対象者として20歳未満まで接種できます。また、平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの方は、生後7歳6カ月未満までおよび9歳以上13歳未満までの間に1期の不足分を接種することができます。
※2 妊娠を希望する女性等への風しん抗体検査および予防接種助成事業を行っています。詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

予防接種の種類については、法改正などにより随時変更されることがありますので、ご了承ください。

感染症対策

問 健康増進課　TEL 616-7274

- エイズなどの性感染症・肝炎等の検査、相談
- 結核等の接触者健診や医療費公費負担申請

健康づくり

問 健康増進課　TEL 616-7271

運動普及推進員養成講座

健康づくりのための身体活動を学び、運動習慣を生活の中に取り入れることを目的に、地域住民に実践普及活動と啓発活動を行うボランティアを養成する講座です。

食生活改善推進員養成講座

健康づくりのための望ましい食生活を学び、食生活改善を通じて疾病の予防と健康づくりを目的に、地域住民に実践普及活動と啓発活動を行うボランティアを養成する講座です。

受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策に関する相談のほか、「山形市子どもの受動喫煙防止条例」に基づき、子どもの受動喫煙防止に取り組んでいます。

健康づくり講座

ストレッチ・ウオーキング体験、ストレッチ・ロコモ予防体操、健康ポイント事業SUKSK（スクスク）、生活習慣病予防栄養講座などを開催しています。

食育

問 健康増進課　TEL 616-7273

食育支援事業

地域や保育園、幼稚園、学校などの要請に応じ、各ライフステージに合った食育講話や調理実習などを支援します。

パクパクよい子のクッキング

幼児期から調理体験をすることにより、望ましい食習慣が身に付くよう、食育講話や調理実習を行っています。

ワクワクこどもクッキング

学童期の心と体を育む望ましい食習慣を身に付けるため、食育講話や調理実習を市保健所や各地区で行っています。

国民健康栄養調査

問 健康増進課　TEL 616-7273

健康増進法に基づき国から委託を受け、国民の身体の状況、栄養摂取量および生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために調査を行います。

母子保健

問 母子保健課　TEL 647-2280

母子保健相談支援事業

母子保健コーディネーターが、妊娠中からさまざまな相談に応じています。安心して妊娠生活を過ごし、出産・育児を迎えるために、妊婦さんに電話等で連絡させていただくことがあります。お気軽にご相談ください。

母子健康手帳の交付

妊娠したら、母子健康手帳の交付を受けてください。

この手帳には、妊娠中の経過や子どもの成長の記録、予防接種の記録が記入できますので、大切にお使いください。

妊婦健康診査補助券の交付

妊娠中の母子の健康を守るため、山形県内委託医療機関で使用できる、14回分の補助券を母子健康手帳交付時にお渡しします。

また、里帰り等により県外の医療機関等で妊婦健康診査を受診した方には、出産後に妊婦健康診査費用の一部を補助します。

妊婦歯科健康診査受診票の交付

妊娠中に、歯科医院で検診を1回無料で受けられる受診票を母子健康手帳交付時にお渡しします。

ママパパ教室

赤ちゃんを迎える準備や不安や悩みを解消するために、妊娠中の生活や、出産・育児についての講話や相談等を月1～2回実施しています。

不育症検査費用の助成

研究段階にある不育症検査のうち、先進医療として実施される検査費用の一部を助成します。

山形県出産支援給付金

出産や子育ての経済的負担を軽減するため、給付金を支給します。対象となる新生児がいる世帯には、案内を送付します。

関連ページへ

産後ケア事業

家族等から産後の支援が受けられない方を対象に、ショートステイ、デイケア、乳房ケア、ママサポーター（家事育児支援）等のサービスにより、安心して子育てができるようにサポートします。

こんにちは赤ちゃん訪問

生後4カ月までの乳児がいる家庭を保健師や助産師、民生委員、児童委員等が訪問し、子育て情報をお届けします。

育児支援家庭訪問

妊娠期から乳児のいるご家庭に、保健師や助産師が家庭訪問し、産後の体調や育児に関する相談等を行います。

乳幼児家庭訪問・電話相談

乳幼児健診の結果などから、乳幼児の発達や発育や育児についての相談・アドバイスを行うため、保健師が家庭訪問や電話相談を行います。

乳幼児健康診査

お子さんの成長過程における身体発育、精神、運動機能の発達状況を確認し、病気の予防、育児や食事等の心配事に対するアドバイスなど、お子さんが健康に育つための応援をしています。4カ月児・9カ月児健康診査は、山形市内の委託医療機関で実施していますので、個人で予約をして受診してください。

1歳6カ月児・3歳児（3歳9カ月）健康診査の日程等は、ご案内を送付します（広報やまがたでもお知らせします）。

子育てはぁと相談

子育て中の悩みや不安、ストレスなどを個別に相談できます（予約制。月2回実施）。

幼児発達相談

お子さんの成長や発達について気になることを個別に相談できます（予約制。月2～3回実施）。

小児慢性特定疾病医療費の助成

小児慢性特定疾病にかかっている児童等に、指定医療機関で受けた小児慢性特定疾病にかかる医療費の自己負担の一部を助成します。

特定不妊治療は、令和4年4月1日から医療保険の適用となりました。

はじめての離乳食教室

問 健康増進課 TEL 616-7273

乳児の健やかな発育を支援するために、離乳食のすすめ方の講話や調理実習を月1回行っています。

献血にご協力を

問 保健総務課 TEL 616-7262

県赤十字血液センター TEL 622-5301
献血ルームSAKURAMBO ☎0120-107-093

あなたの温かい心がかけがえのない生命を救います。献血にご協力ください。

献血された方には…

献血カードと献血記念品を差し上げます。また、採血時には血液比重検査や血液型検査のほかに、献血者の血液について7項目の検査サービスを実施し、病気の早期発見と予防に役立ちます。

会議室等の貸し出し（有料）

問 保健総務課 TEL 616-7260

市保健所内の大会議室等は、使用日の2週間前までに申請することで一般の方も使用できます（有料）。使用料等について詳しくは、お問い合わせください。

山形市動物愛護センター

問 TEL 681-1210 FAX 681-1211
大字船町1030-1

開館時間 午前9時～午後5時
閉館日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

こんなときは動物愛護センターへご連絡ください

- 飼い犬・猫が行方不明になったとき
  保護した犬猫は、山形市公式ホームページ等で情報を公開します。なお、山形警察署でも一時的に保護することがあります。
- 放たれている犬を見かけたり保護したとき
- 飼い犬が人をかんでしまったとき
  飼い主は犬の事故届出書を届出ることが義務付けられています。
- 新しく犬猫の飼い主になりたいとき

狂犬病予防

生後91日以上の犬を取得した場合は、犬の登録が必要です。また、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。なお、犬が死亡したときや犬の所在地が変更になったときは、届出が必要です。

猫の不妊・去勢手術費補助

適正に飼育されていない猫や所有者のいない猫の繁殖を抑制し、周囲に対する危害や迷惑を未然に防止するとともに、市民の動物の愛護に係る精神の高揚を図るため、猫の不妊・去勢手術に要する費用を補助します。詳しくは、お問い合わせください。

動物取扱業の登録または届出

動物取扱業を営もうとする方は、事前に登録または届出が必要になりますので、お問い合わせください。

市立病院済生館

問 TEL 625-5555㈹ FAX 642-5080
所在地：七日町1-3-26

診療科目

消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、血液内科、小児科、外科、内視鏡外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、脳・血管放射線科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、放射線科、脳神経内科、麻酔科、病理診断科、救急科、歯科、歯科口腔外科、形成外科

外来診療日 月曜日～金曜日（休診日：土・日曜日、祝日、年末年始）
※整形外科のみ、水曜日も休診です。

受付時間 午前8時30分～11時30分

診療時間 午前8時30分～午後5時

※午後は専門予約外来、紹介患者、緊急を要する患者の方に限らせていただきます。

※救急は、診療時間外でも受付けします（地下1階救急室）。

入院患者の面会 午後1時～8時

※病状、新型コロナウイルス感染状況その他の理由により面会をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

初診時の選定療養費

200床以上の地域医療支援病院のため、初診時に他の医療機関の紹介状がない場合は、選定療養費をご負担いただきます。

〈以下は広告スペースです〉

鏡どうぶつ病院
KAGAMI ANIMAL HOSPITAL

診療時間	月	火	水	木	金	土	休診日
9：00～12：00	○	○	○	○	○	○	日曜・祝日
16：00～19：00	○	○	○	○	○	▲	

受付は30分前まで　※休診日：日曜、祝日
▲土曜の午後は15:00～18:00




気になることがあればお気軽にご相談ください。
☎ 023-681-0100
〒990-0892 山形市中野83-1（国道112号線沿い）
鏡どうぶつ病院 検索 www.kagami-ah.jp



関連ページへ

外来受診案内

初来院（済生館の受診が初めての方）

診療申込書を記入し、保険証、医療証などと一緒に初来院窓口（1階1番窓口）へ提出。労災・交通事故などで受診する方は申し出てください。

診察券

1患者1番号制で、全ての診療科に共通です。ずっと使用しますので大切に保管し、来院の際には必ずご持参ください。

※受付、会計、採血室など院内各所で利用します。

初診（再診でない方）および複数の科を受診する方

▶初診・再診窓口（1階1番窓口）で診察申し込みができます。診察券に保険証、医療証などを添えて初診・再診窓口に提出し、受診科を申し出てください。

▶複数の科を受診する方は、1日2科までとさせていただきますので、ご了承ください。

再診（同じ科に同じ病気で2回目以降受診する方）

- 予約なし　初診・再診窓口（1階1番窓口）で診察をお申し込みください。
- 予約あり　診察申し込みの手続きは不要です。直接ブロック受付に診察券をお出しください。

外来再診予約の変更は電話でできます

予約センター　TEL 634-7107

月～金曜日　午前9時～午後5時

※検査の予約変更は、各診療科へ

（TEL 625-5555　午後2時～）

紹介状をお持ちの方

地域医療連携室（1階3番窓口隣）へお越しください。

人間ドック・脳ドックのご案内

人間ドック・脳ドックは予約制です。電話でお申し込みください。

※新型コロナウイルスに対する医療体制確保のため、休止の場合がありますので、電話でご確認ください。

電話番号　634-7105

受付　月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時

人間ドック

- 1日コース（日帰りコース）午前8時30分～正午ころ
- 2日コース（1泊2日コース）午前9時15分～翌日正午ころ

脳ドック

- 1日コース（日帰りコース）午前8時30分～正午ころ

※頭部MRI検査や頭部MRA検査を主体としたコースで、総合病院としての機能を生かし、診察各科の専門医により検査が行われます。

～ご注意～

MRI検査は、強力な磁石の検査ですので、ペースメーカー・心臓弁置換のある方は受けられません。また、人工関節の手術を受けた方、脳動脈瘤の手術を受けた方、その他身体に金属（人工関節、クリップ、ワイヤー、インプラント等）の入っている方は受けられないことがあります。事前に治療を受けた医療機関へお問い合わせください。

※外来受診案内および人間ドック・脳ドックの空き状況等は、済生館ホームページに掲載しています。
https://www.saiseikan.jp/

休日・夜間診療所

山形市医師会 山形市休日夜間診療所

問 TEL 635-9955

- 休日の急患（日曜日、祝日、12月31日～1月3日）

診療科目　内科・外科・小児科

診察時間　午前9時～11時45分
午後1時30分～5時
医師2名（内科・外科1名、小児科1名）

- 夜間の急患（毎日診察）

診療科目　内科・小児科

診察時間　（内科）午後7時～11時
（小児科）午後7時30分～10時30分
医師2名（内科1名、小児科1名）

山形市歯科医師会 休日救急歯科診療所

問 TEL 629-9988

診察日時　日曜日、祝日、12月31日～1月3日

診察時間　午前10時～午後4時（受付は午後3時30分まで）

